

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 5 月 31 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 6 月 18 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 6 年 6 月 18 日 午後 2 時 19 分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋 仁
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁 生
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	健 康 増 進 課 長	山 内 る み
住 環 境 課 長	村 上 勇 一		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第59号 工事請負契約の締結について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められています。一般質問は、単なる陳情とならず、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び方針などについて所信をただし、説明を求め、疑問をただすものであります。質問される議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、執行部におかれましては的確な答弁を行いますようお願いいたします。

なお、発言の際は挙手と同時に「議長」と声を上げ、許可された後に発言されますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。1番議員、杉谷保信君。

1番議員、杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） おはようございます。1番議員、公明党、杉谷保信です。

熊本県もいよいよ昨日から梅雨に入りました。例年よりも13日遅く、昨年よりも19日遅い梅雨入りとのこと。梅雨入りが遅いと、振りだすと一気に災害級の雨も予想されることですので、十分に注意して梅雨入りを過ごしていきたいというふうに思っております。

私は、先日、東京に行く機会がありました。約6年前にも東京に伺いましたが、景色が6年で随分変わっているなというふうに思ったのが事実です。さすが日本の人口の1割が集中するだけのことはあるなというふうに思いました。神宮外苑あたりのインフラ整備も活発で、潤沢に予算のある東京ならではのなと感心もいたしました。若い方々が都会に行くとなかなかこちらに帰って来ないということも納得でした。ちなみに、我が家の末っ子もこのとき一緒に東京にいたのですが、都会に出たら多分阿蘇には帰らないと言われましたので少し悲しかったのですが、若い方々でも阿蘇で暮らしたいと思わせるような阿蘇にしていきたいと思って、議員活動を頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目に、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）についてお伺いをいたします。

毎年のように前年度の最高気温を超えている昨今、阿蘇地域でも非常に暑い夏になってきました。私たちが小さいころはエアコンが設置してある家庭は少なかったというふうに記憶をしております。ここ最近まで熱中症と聞くと何か他人事のようにも思っておりましたが、私も約10年ほど前に熱中症になり、医療機関を受診したことがあります。この体でと思われるかもしれませんが、熱中症は体は関係はありませんので、お気をつけをいただきたいというふうに思います。その後、約2年間、体調不良に陥りまして、非常に辛い経験しております。そのときはもうちょっと痩せておりました。昨年は、母が熱中症になって緊急搬送されました。母も高齢者であり、本人は気をつけて水分補給はしたつもりでも十分ではなく、熱中症になったと。そういう方が非常に高齢者の方でも多いとなっているのも事実です。環境省は、4月24日、災害級の熱波に備えるため、熱中症特別警戒アラートの運用を全国で始めました。今では暑さ指数が33以上の予想が出たときは熱中症特別警戒アラートは気温と湿度などから算出する暑さ指数が県内の全地点で35以上になると予想される場合、前日の2時頃に発表ということになっております。熱中症にかかりやすい高齢者、乳幼児への配慮、対策を徹底できない場合、運動やイベントの中止、延期の検討を呼びかけるとしてあります。いかに毎年気温上昇しているかの証拠とも言える対応です。熱中症による死者が全国でほぼ毎年1,000人を超えているということを踏まえて新設されたものであるというふうに聞いております。熱中症特別警戒アラートですが、この発表が予想されるとき、冷房が効いた誰でも駆け込める指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の開設を市区町村に促しております。まだまだ浸透はこれからだと思いますが、県内の自治体でも登録の動きがあるのも事実です。

そこで何点かお伺いをいたします。クーリングシェルターは改正気候変動適応法に基づき、市区町村の公共施設に設置するように指定をされておりますが、阿蘇市の現在の状況はどうなっておりますか、お答えください。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） おはようございます。ただ今の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回の気候変動適応法の一部改正に伴いまして、本年度4月1日から全面施行され、市長村長が指定暑熱避難所を指定することができますので、現在、関係機関と施設管理者と協議を行いまして、6月中には本庁と両支所と、それに伴いまして阿蘇図書館、一の宮図書館を指定していきたいと思えます。

また、ほかの施設についても早々に協議を進めながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。公共施設は今聞いた本庁、支所、図書館等というふうになっておりますが、身近な店舗など民間施設への指定もできるように促しておりますが、この民間施設への要請はどのようにされる予定ですか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 本市においては、非常に大きなショッピングセンター等がございませんので、今のところ民間施設につきましては、本市の指定要件等を詳しく設定しまして、それから民間のほうにお声がけをしていきたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 指定する予定はないということによろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 現状のところ指定といえますか、いろいろなクーリングシェルターにつきましては、人数等の把握であったり、場所等の確保であったりということがありますので、うちのほうから指定するのではなく、公募のほうを今のところ検討をしているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 分かりました。ありがとうございます。

一応、公共施設は指定するという事になっておるというところで、今、お伺いをしましたが、指定場所にした場合にどういうふうに周知徹底を図るのか。阿蘇市のホームページや公式のSNS、「知らせますケンⅡ」等で公表の予定があるのかどうか、そこら辺もお答えください。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 周知につきましてはですけども、周知につきましては、速やかに阿蘇市のホームページ、もちろんお知らせ端末と広報につきましては、7月のほうで熱中症予防について掲載をする予定ですので、そちらで掲載を予定しております。

また、これに付随しまして、熊本県のホームページにも掲載できるように、そういった手続を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。課長、ありがとうございました。

5月に入って熱中症で緊急搬送される人も相次いでおります。県内で死亡者も出ており、暑さが本格化する前に徐々に体を暑さに慣らしてくださいと順応を呼びかけるのも大事だと

いうふうに思っております。

消防庁の速報値で4月29日から5月12日までの2週間で熱中症で緊急搬送されたのは、県内で17人、このうち1人は死亡ということになっております。本格的に暑くなる前にこの数字が出ておりますので、民間施設に指定を要請する場合、光熱費の増大、いろいろな課題もあると思いますが、一定時間の滞在があれば購買意欲等も出てくるかもしれませんし、試行錯誤は続くと思いますが、市民の命を守るための施策ですので、よろしく対応のほうをお願いいたします。

次に、河川等の環境保全について、若干、お伺いをしたいというふうに思います。

熊本県は地下水の汚染原因の一つである硝酸性窒素を減らす取組を本格的にスタートさせました。20年間の長期にわたる対策を盛り込んだ基本計画を初めて策定、国の推進基準よりも厳しい目標を立てて、市町村と連携して熊本の宝の地下水を守り続けるとしております。

昨日、園田議員のほうから、若干、この部分については質問がありましたので、私はちょっと硝酸性窒素の部分で家畜の排せつ物のことについて、若干、お伺いをしたいというふうに思っております。

家畜の排せつ物については家畜排せつ物法がありますが、この家畜排せつ物法についてお伺いをしたいというふうに思います。家畜排せつ物法の概要を説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

家畜排せつ物法でございますけれども、正式には家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というのが正式名称となっております。家畜排せつ物の不適切な管理を解消して、適正に処理、管理を行い、肥料などとして活用することなどを義務づけることにより、農村地域における資源として有効利用していくことを目的といたしまして、平成11年に施行された法律でございます。平成16年から本格運用がなされているような状況でございます。この法律の適用対象者でございますけれども、一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家、また事業者が対象でございます。対象者につきましては、家畜排せつ物を管理施設、いわゆる堆肥舎でございますけれども、管理施設での保管が義務づけられておりまして、家畜排せつ物の野積みや素掘り等による不適切な管理、また悪臭の発生原因となるほか、河川や地下水へ流出して水質汚染を引き起こすことのないよう、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的といたしております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。今、説明をいただきましたが、これ一番初めにいろいろ排せつ物法ができたときは堆肥舎をつくりなさいと、一応、堆肥舎をつくるには補助金を出しますよという形でいろいろお話もあつたかというふうに思います。一応、野積みする場合は、ちゃんと上にビニールシートをかけなさいとか、雨が降って地下に浸透することは防ぎなさいよという形での指導もあつたかと思いますが、現状、これもうさされてる

方はいない、確認はされてないということですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本格運用から約 20 年近く経過をいたしております。その間、議員おっしゃいますとおり施設整備の補助事業でありますとか、そういった野積み、また素掘りの農地のパトロールあたりも順次行っておりまして、指導に当たりましては県知事が行うといった形でございますので、市といたしましても県と同行いたしまして、そういった畜産の大規模飼養農家あたりの巡回等も踏まえまして確認をさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。後ほどまた言いますが、この硝酸性窒素、熊本市を除く 44 市町村でいろいろ基本対象になっておりますが、5 ミリグラムを超えると硝酸性窒素、昨日もお話が出ましたが、これが二つ以上、本来は 10 ミリグラム以下ですか、でも熊本県はちょっと厳しく 5 ミリグラム以下という形で、井戸が二つ以上、半径 500 メートル以内にあった場合は、自治体の取組推進市町村に指定したというふうにあります。水道処理の水源についても 5 ミリグラムを超えたら、取組推進自治体に加えたというふうになっております。この分で 11 市町村、熊本でなっておりますが、該当したのは、阿蘇市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市等の 11 市町で、県北地域が 9 で、県中が 2、県南はなしということになっておるところを見ると、どうしてもやっぱり畜産が主になってるところが地下水汚染が進むのかなというふうに思っておりますが、県は策定した基本計画にこの 11 市町村は重点的な取組が必要と明記をしております。27 年 3 月までに対策を盛り込んだ個別の計画を取りまとめるように求めているとありますが、阿蘇市ではどのような対策を計画する予定ですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 農政部門に限りましてお答えさせていただきたいと思っております。

農政部門におきましては、営農にかかります施肥及び畜産に関する取組といたしまして、適正施肥の遵守、また土壌分析及び環境保全型農業への支援、堆肥の野積みの規制が求められておりますけれども、具体的な取組につきましては、県の助言等や関係機関と協議結果をもとに目標等を設定することといたしているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。県北地域の多くが推進市町村になっているということも、今、私が伝えたとおりでと思いますが、地下に潜ることですから大変だとは思いますが。でも安心・安全の地下水の確保のためによりしく対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、河川等への不法投棄の環境汚染について、若干、お伺いをいたします。

以前から比べれば不法投棄はかなり減少しているというふうに見た目でも思いますし、かなり減少しているというふうに思います。不法投棄に限らずプラスチック製品があふれる現状で、プラスチックごみによる汚染も深刻化している中、脱プラスチック運動も盛んになっ

ております。先日泊まりました東京のホテルでもほぼプラスチック製品はないと。マドラーから何からすべて木製になっておりました。さすがだなというふうに思っておりました。

河川等に不法投棄されたごみに限らず河川に投棄されたごみは、最終的には海までたどり着き、海洋汚染も深刻になってます。プラスチックごみがナノプラスチックごみに変化し、雪や雲、海溝の水深 600 メートルに生息する甲殻類の体内からも検出されているというふうな状況です。以前よりも堤防等のごみは減ってると思われませんが、一人一人が環境美化意識を持ち、ごみは持ち帰るようにとの取組が大事だと思いますが、阿蘇市としての考え方をよろしく願います。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） ただ今の質問にお答えいたします。

不法投棄の所管ではありませんけども、マイクロプラスチックについては、一部の化粧品とか歯磨き粉、顔を洗ったりする洗剤とかに含まれてるマイクロビーズというふうなものもあります。家庭から排水溝を通して河川を通じて海に流れ出るという状況もあります。普段何気なく使用しているプラスチックが使われているという現状を、やっぱり市民の皆様にも身近な問題として認識していただく必要があるかというふうに思ってます。身近では有明、八代海においてノリの養殖の中に細かなプラスチック製品が混入して、商品にならないといったようなこともあっております。一度海洋域に出ると、マイクロプラスチックは回収が非常に困難でございます。マイクロプラスチックになる前に道路や河川、自宅周辺のレジ袋等 1 枚でも拾うことで、大量のマイクロプラスチックが回収できたと同じような成果が得られるというふうに思っております。このような環境問題は、一人一人が取り組んで行動していくことが重要と思いますので、今後も継続して周知等を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。先日、南阿蘇の白川漁業協同組合の組合員の方から要望書等もいただきました。これ私所管になりますので、ちょっといろいろするのは難しいという形でお断りをさせていただいたんですが、やっぱり下流域、ここから海まで行くと、もう雨が降った後のごみとかはものすごくいらしいですから、上流部よりも下流部の方のほうがごみの影響を受けやすいので、上流部にお住まいの方々も御協力をお願いしますと、切にお願いをされましたので、ここでお伝えをさせていただきたいというふうに思います。課長、ありがとうございました。

最後にフリースクールの件について何件かお伺いをいたします。

昨年の 6 月議会でもフリースクールの件で何件かお伺いをいたしました。2021 年度、30 日以上欠席した不登校の小中学生は、過去最多の 24 万 5,000 人とお伝えしましたが、今や 30 万人を超えているような状況です。熊本県内の小中学校の不登校児童数は、昨年度 6,130 人となっており、前の年度よりも 1,202 人増えて、過去 15 年で最多というふうになっております。原因はいろいろと考えられるとは思いますが、学校に対する価値観の多様化、コロナ禍で学校を休むことに対して抵抗感がなくなったことなど、様々だというふうに思います。

そこで何点かお伺いをいたします。阿蘇市で現在不登校となっている小中学校の生徒の数は把握されておりますでしょうか、お答えください。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） おはようございます。ただ今の御質問に御回答させていただきます。

対象人員が少ないため、デリケートな部分もありますので、小中学校合わせての数で回答させていただきます。小中学校合わせて、令和5年度末は不登校者数57名、不登校傾向者数が20名となっております。ちなみに令和6年度5月段階では、不登校が10名、不登校傾向が17名という状況です。

また、不登校や不登校傾向には至ってなくても、支援が必要な児童生徒というものは、やはり潜在しておると思いますので、今回、補正予算にも上げましたけども心の健康観察事業、そういう事業をはじめとしまして、学校での気づきも大切にして不登校の未然防止などに向けて取り組んでいるところです。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 今の数字ですが、令和5年で57名、令和6年の6月時点で10名ですよね。この10名というのは去年の分は引きずってない10名ですか、引きずってる10名ですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） すみません、この数字は4月の段階の数値不登校のカウントが年度末で1回切れるので、4月にはまずゼロになるんです。そこからカウントをしますのでこういった数字になっております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ということは、この傾向も同じということですよ、分かりました。その中で支援が必要とするのであれば、阿蘇市は支援を行っておりますほっとスクールASOというところを利用すると、児童生徒の現状はどうなっておるかをちょっと教えていただいてよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 議員が今おっしゃられたとおり、阿蘇市では不登校あるいは不登校傾向にある生徒児童の学習の場とか、社会や学校、知人との社会的つながり、こちらを大事にするためにも教育支援センターほっとスクールを市で直接、直営運営をしております。ほっとスクールには、教諭、養護教諭などの有資格者を配置し、子供たちの居場所づくりから始まり、日々の心の動きなどを把握しつつ、義務教育課程の修了を目指した学習や活動を行っており、利用料も当然ながら無償となっている状況です。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） これ利用料は無料ということが非常に大きいのかなというふうに思います。

先日、阿蘇市内で民間の方が運営するフリースクールが開校をされました。この方は大津

校を先に開所され、その後、阿蘇校を開設をされております。私も阿蘇校の開設式に参加をさせていただきましたが、このフリースクールは、午前中に2コマ程度の学習を行い、午後からはいろいろなことをされていると。昨日もフェイスブックとインスタグラムと上がっておいりましたが、みんなでピザ窯を作ってピザを焼いたり、畑等に行って作物を育てて食育等の勉強、また、車の整備とか簡単にタイヤを交換してみたりであるとか、そういう簡単な日常作業をもとにいろいろなことをされております。このフリースクール、自らが不登校の経験を持つ3人の方々が主となり運営をされております。どこまで事業を拡大されるか分かりませんが、いろいろな構想はお持ちのようです。このスクールはSNS等を通じて生徒を募集しているようですが、かなりの数の問い合わせがあっていることもまた事実です。阿蘇市ももっと広報等を通じて不登校になった場合の対応について広く周知したほうがいいと思っておりますが、課長、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） ただ今議員がおっしゃられた民間のフリースクールへの問い合わせ等については、どこに住まれてる方とかがどのような利用をしたいからということで問い合わせしたかでかなり内容的には変わってくると思いますので、そこはちょっと何とも言えないところですけども、阿蘇市のほっとスクールは阿蘇市直営の施設であることから、支援が必要な生徒、児童及び保護者への事業の認知度、これは直営ということもありまして、教育課と学校、保護者あたりで100%の認知度はあるのかなというふうに思っております。一般全員に知らしめなければいけないという話でもありませんので、一番重要な保護者、学校と教育課、こちらのほうで連携して認知度を上げているところです。

ちなみにですけども、小中学校にチラシ等を用いた周知をもう実施しております、毎年。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。今、お伝えしたフリースクールですね、これ一番最初に熊本日日新聞さんが取り上げをされました。大津校を開設されたときに熊本日日新聞さんが取り上げをされました。その1か月後に、開所式は実際1週間後ぐらいだったんですが、そこでもいろいろお話をされておりました。やっぱりメディアの力は偉大で、新聞見て問い合わせを入れましたというところで、阿蘇市の開校のときでさえ、もう十何件問い合わせが来たみたいなんです。これが非常にやっぱり大きいのが利用料なんです。うちの孫も1人御船のフリースクールに通っております。これが月大体4万円、給食費は別です。施設共用費も入所するときに3万から4万がかかります。これ非常に、1回言ったこともあるんですが、義務教育なのになぜお金がかかるのかというのがやっぱり親が一番不思議に思っているところです。いろいろお話を聞いたときに、国からは学校に運営資金が入るというところで、学校では当然ただになるけども、フリースクールはもうその枠外になるのでお金は出せませんというのが国の見解というふうにも聞いております。ここら辺も、阿蘇市にどうのこうのしろとは言いませんけれども、もうちょっと上のほうにどうにかありませんかみたいな形で掛け合い等をしていただけると、ここに通わせてる親御さんたちも何かしろの動きがないのかなというところをいつもやきもきしながらお話を聞いてみたいなので、そこら

辺はちょっと課長、何かありますか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） フリースクールの活動は重要なことだとは思っておりますが、フリースクール自体には設置の基準等が定められたものとかはない状態です。その中で何をやるかというのも、そのフリースクール、フリースクールでやっていく。そういった中で、阿蘇市では先ほどもちょっと申し上げたんですけども、保護者と学校と教育課で連携を行いながら、子供たちの現在に、今に、将来に何が必要かまでを考慮して進めているところです。そのためにもちょっと予算的なものは今そこにつぎ込みたいというような状況で進めております。やはり、そういうほっとスクールの運営に関しても市の予算もかなりかかっております。今後、フリースクールあたりで補助とかが必要になるという部分を考えれば、例えば、人数が増えすぎてもう今のほっとスクールではキャパシティ的にも無理とかということが出てくれば、そういった部分は可能性としてありますけども、今後についてもすべてはやっぱり子供たちのためにという視点で慎重に見極めていきたい。今のところはフリースクールへの補助等は考えてはおりません。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。もう1件だけちょっと伺います。すみません。このフリースクールを主宰されてる方々が子ども食堂を行いたいと。これは無償であるのか有償であるのか、詳しい内容は私どもも聞いておりませんが、するのであれば、今借りてるところは民家を借りていらっしゃるの、ちょっと手狭でもあり、ちょっと調理するのも厳しいというところで、市が保有している休校になってるところですね。その給食センター等をお借りすることができるのかできないのかというところをちょっと聞いてくださいというところでお話を聞いたんです。これ子ども食堂で無償で食事を出すのか有償で出すのかによっても阿蘇市としての対応も変わるとは思うんですが、そこら辺はどういうふうにお答えをすればよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） あくまでも教育課の観点でお答えをさせていただきます。

給食センターは今のところ空いてるところはないです。ほかのところも別の施設とかに使っておりますので、もうその点ではありません。施設についてはやはり有償でのという部分になると、旧学校施設ですので、貸し出しはそう簡単にはできないと。それなりの対価を支払ってもらうとか、著しく公益性が高いとかというのが分からない限りは無理だというふうにお答えいただくとよろしいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 通告にないぞというような顔が見えましたので、ここら辺でちょっとやめたいと思います。本日の公明新聞にも、お隣の太宰府市でもフリースクール利用料の補助を本年度から始めたという記事も出ておりました。着実に補助を出す自治体も増えてきているのも事実です。例えば、フリースクールそのものの利用料は補助できなくても、そこまでの施設に通う交通費だけでも助成していただけると非常に助かるのではないかなと

いうふうに思っております。本日の熊本日日新聞にも県立ゆうあい中学校の記事もありました。不登校に対する問題は今後どんどん増えていくと思いますので、その場での対応も難しいと思います。いつも私が訴えております。子供と女性に優しいまちづくりが不登校問題や少子化問題にも役立つと思いますので、よろしく願いいたします。最後に課長から一言よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 私たちもフリースクールに限らずですけども、やはり子供たちのこれからにとって何が必要かを常に考えて動いていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 課長、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君の一般質問が終わりました。

続きまして、8番議員、甲斐純一郎君の一般質問を許します。

8番議員、甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） おはようございます。8番議員、甲斐でございます。ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、発言通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今回、質問いたしますのは、阿蘇市の経済発展と水保全問題の関係性を問うという題目であります。そして、この水保全問題が近い将来、阿蘇の第一次産業の活性化、また他産業への経済波及効果に直結すると考え、質問と提案をしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

最近も連日でありますけども、TSMC関連企業の進出に伴う諸問題の中で、地下水涵養をはじめ、水問題等々がマスコミに新聞紙上に取り上げられております。併せまして、木村新熊本県知事も選挙公約の中で地下水保全問題を上げられておりましたが、先月の27日に、熊本県地下水保全推進本部が設立されました。

また、お隣の高森町、南阿蘇村が下流域を意識してかふるさと納税を活用し、湛水事業、水張りを始めております。まずは阿蘇市パブリックリレーションズ推進本部は、TSMCに関する水資源保全についてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

パブリックリレーションズ推進チーム会議の中では、水を多量に活用する半導体関連企業の進出等を受けまして、地下水をはじめ本市の大切な自然環境や景観に影響を及ぼすような大規模な開発の抑制はもちろん、法令の範囲内で秩序ある開発、整備を誘導していく必要があるとの共通認識のもと、環境、景観に最大限配慮した取組を推進することとしております。今後も水資源など阿蘇の貴重な自然環境を守り育みながら、一方では、地域経済の活性化に結び付けられるように引き続き関係課と連携を取って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。まさに私もそう考えております。がしかし、実は、昨年12月8日、熊本県議会の一般質問の中で、我々の岩本県議が熊本地域の地下水形成と阿蘇地域の湧水群と題されまして質問をされました。その中で、阿蘇は地下水脈において関連性が非常に低いと。だから、熊本県の地下水条例に指定されておられません。併せて、指定されていなければ重点地域の対象にもならないというのが現状であるということでもあります。それとは別に、県から出されております県の環境立県推進課から「くまもとの豊かな地下水を未来へ守り、育て、活かす」という冊子があります。議員さんはそれぞれ県議のほうからお配りしてあるから御存じかと思えますけれども、この冊子を見る限り、阿蘇のカルデラの一番重要なところというのが一つも載ってないと言うんです。それはなぜかと言ったら、この阿蘇を非常に軽視してると言わざるを得ないと考えております。ただ、白川中流域の水張りが熊本市都市圏の地下水涵養、生活水の主役になってる。TSMC関係もそうですが、白川中流域がスタートになると言わんばかりの対応と考えているところでございます。まずは岩本県議の一般質問に対する回答、それと、今申し上げました冊子を見て、担当課長、どうお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

さきの令和5年12月、先ほど市議のほうが言われましたけれども、一般質問において、その中でも阿蘇地域は地下水脈において関連性が低いということで指定されていないということでした。しかし、今回の阿蘇の重点地域につきましては、地下水の今までにならなかった理由としては、湧水の県の答弁では、過去に地下水の水位低下や塩水化並びに地盤沈下が生じたり、又は生じる恐れがある場合について指定しているということで、阿蘇地域については支障が生じていないということで、この指定地域にはなっていないというふうな回答でございました。ただし、熊本県におきましては、阿蘇のこの地下水、湧水保全の重要性については十分認識していることを言われております。灌水事業につきましても、熊本地域における地下水の重要な役割も果たしていることから、県としては大事な財産であるというふうに答えられております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。県に言わせると、重要な位置づけだと、阿蘇はということでもありますけれども、肝心要のところは抜けてると言わざるを得ません。当然、誰でも知ることでありますけれども、阿蘇の水は阿蘇山の草原、山林、そして、とりわけ水田を中心とした優良農地の維持管理によりまして下流域を潤しているのが現実であります。

とりわけ話が横に逸れますけれども、私も土地改良区に長年おまして、その中の18年前から黒川・白川流域の水土里ネット、土地改良区27団体で上下流連携ということで、水土里ネットの森を構築しました。ここ4年はコロナ禍で全員での作業はできておりません。しかし、地元一の宮は役職員だけ単独で管理をしているような状況であります。この組織も一番多いときにおきましては、1回に五、六百人集まって作業をしていただいたことで

あります。そして、その都度、市長さんにも出席をいただき、開会式で歓迎並びにエールを送っていただきました。これからお分かりかと思えますけれども、流域の農業に携わる人たちは、阿蘇の重要性を十分に理解してるわけですけれども、要は、熊本県は一部の学者の意見に基づき、阿蘇市、高森町、南阿蘇村、これを指定から外してるということでもあります。ただいま村上課長からも話がありましたとおり、県の幹部に言わせると、白川の豊かな水量は熊本県の財産だということで、非常に持ち上げられてるようでございますけれども、私からすると、中流域の湛水事業、麦ばかりで阿蘇のことではないと、これはですね、と考えているところであります。数年前から阿蘇の地下水は、熊本市内、都市圏には流れてないと。阿蘇の地下水は菊池のほうに流れてるという発想でした。ここが一番問題なんです。ですから、私はこの水問題は以前からこの一般質問の中で取り上げさせていただきたいと考えておりました。そして、このことから先月、この道の権威ある東海大学の市川名誉教授にお会いし、先ほど申しましたこの冊子を持参し、先生としっかりお話をさせていただいたところであります。そして、市川教授が言われるのは、当然、阿蘇の草原、山林はもとより水田を中心とした優良農地は白川中流域のエリアと同じように同等の地下水浸透力が高いということをお話いただきました。併せて、一番大事なことがこういうことであります。立野のすぐ下流に外牧という地があります。ここに2、3年前、地下水確認用のボーリング2か所を設置されました。白川河川の地下35メートルのところをボーリングを設置したところが、1日の量が4万トン、年間で1万5,000トン流下しているという話を聞いたところであります。課長、そこ辺御存じだったでしょうか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 環境省では熊本県と東海大学と阿蘇地域の創造的復興に向けた地域循環共生圏の構築に関する協定ということで、熊本県は九州北部豪雨や熊本地震で大きな被害を受けた阿蘇をモデルとして調査が行われております。そのテーマの中の一つとして、この東海大学の市川先生をリーダーとする熊本地震による阿蘇カルデラの熊本地域の地下水を中心とした水循環への環境の評価に関する研究が行われております。調査結果によりますと、これまでカルデラ内の地下水と熊本市の地下水は連結してないということが定説であったということが、今回の先ほど言われました外牧のほうに井戸を調査しまして、カルデラ内から熊本平野にも流れていると。その量は、先ほど言われましたとおり1,500万立米だと思いますけれども、それに対しまして、まだそれで白川中流域の水田や灌漑による涵養量が大体7,000万立米ぐらいすると、8,500万立米ぐらいが阿蘇市から行ってる水ではないかと。それにつきましては、15%に相当するのではないかとというふうな学説でございます。

また、さらには、水循環のシミュレーションということでその諸説の中にも言われておりますが、その供給量を計算したところ水田や草原、森林等の涵養量、阿蘇外輪山や阿蘇山から流出する量、また、さらには年間の降水量を勘案すると、熊本市内が涵養量として5.5億の約40%、2.2億立米ぐらいが阿蘇から行ってるのではないかとというふうに言われております。阿蘇地域には非常な水資源があることが今回の調査で明らかになったというふうに言われております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。そのとおりで、まさに阿蘇から水は流れてるということなんです。やはりここをしっかりとPRしていかなければ、今言うTSMC関連にしてもそうですけども、何の主張もできないような形になるのではないかな。ただぼーっと見てるかということになるのではないかなと思います。ですから、今申しあげました点をしっかりと国、県、あるいは関連企業、そういったところにもPRをしていかなければいけないし、していけるようなデータを取りまとめてもらわないといけないんじゃないかなというふうに考えているところであります。ほかに何かちょっと補足がありましたら。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 市議が言われますとおり、今回の調査を踏まえて阿蘇の水が行ってるというふうなことが所説として言われております。これを科学的な根拠が得られるような取組というのを、今後、私たちのほうも考えていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。何はともあれ、これが後手にならないようにしっかりと目配りをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

そして、私が考えますのは、さらにこの地下水涵養、いわゆる阿蘇からの水を減らすんじゃなくて増やすためにはどうするかということを考えますと、次に謳っております田んぼダムの推進が必要ではないかなというふうに考えているところであります。要は、田んぼダム、昨日もお話がありました。本来は防災・減災を中心となるわけですがけれども、この阿蘇においては、先ほど市川教授もおっしゃったように地下水涵養をノリョクがあるということであり、これをさらにグレードを上げていくためには、この田んぼダム事業というのを導入しまして、要は、若干の水尻を上げる。堰板をはめることによって降った雨が田んぼにストックできるという役割であります。阿蘇の場合におきましては、他地区でやってる農閑期に水張りをしたりとかそういうことは必要ない。今までどおりの自然天然型とこれまでの農業スタイルで地下水涵養の目的が達することができるというふうに考えているところでございます。この辺、農政課長、どうお考えかお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

田んぼダムにつきましては、昨日の五嶋議員のほうからも防災・減災の面で必要ではないかというふうな御質問をいただいたところでございます。御承知のとおり、田んぼダムについては名称的にもやはり防災・減災の色が非常に濃いと思っておりますし、また、仮に実施となりますと、昨日も御説明いたしましたとおり畦畔の再整備、また排水柵等の改修が必要であるということで、まずはハード整備を必要とされるものでございます。

また、本市におきましては、ほぼほぼ地下水、また河川からの揚水ポンプアップによりまして用水を確保しているという関係上、なかなかそういった田んぼダムといったものにつきましては、理想的には非常によいものがあるかと思っておりますけども、実際、農家のメリットであ

りますとか費用対効果の面で何がしかのメリットがなければ、なかなか広く生産者あたりも周知ができないというふうなところで考えているような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 今おっしゃったメリットですね、これは本当は田んぼダムにすることによって一番メリットが出てくるんです。今、課長がおっしゃったように、阿蘇及び一の宮町土地改良区で年間の電気料が1億円かかっているんです。以前も一般質問で話しました。この1億円が農家の肩にしっかり乗っかかっているものだから、非常に厳しいと言うんです。だとすれば、今回のこのTSMC絡みじゃないですけども、そういう地下水涵養のエリアだということを理解してもらえば、これは勝手な解釈ですけども、県、熊本市、TSMC関連企業の方々に御理解いただければ、当然これくらいの金は出てくるわけです。そうすると、さっきから申し上げますように、一次産業の活性化につながり、そして他の産業への波及効果につながるというふうな発想を申し上げてるところなんです。ですから、ここをもっとどんどんやりたいんですけども、現実には課長が御存じのとおりもう少子高齢化で、みんなどんどん年取っていくんです。そのときに施設の管理ができるかと言ったらできません。もうぼーっとしてたら耕作放棄地になってしまう。だからこの事業を活用しながら畦畔整備もし、これは国がTSMC推進しているんです。ですから、やはりそこもしっかり御理解いただきながらやっていけば、当然、その代償は下流域に伝わるんじゃないかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 水田に限定いたしますと、いわゆる天然のダムといったところでこれまでも呼ばれているような状況でございます。また、4,000町歩の水田が広がっておりまして、これまでも営農活動によりまして高い水源涵養機能を果たしているといったところについては言うまでもございません。また、この水田規模を今後どう維持していくかというところも併せまして考えていくべきだと思いますけども、昨今の担い手の確保の課題等に対応していく取組が必要であるということで考えております。

また、そういった下流域に対する情報発信も含めまして、こういった田んぼダムによりまして水源涵養機能を目的といたしました取組は必要であると思いますけども、まずは科学的根拠の確立がなかなかうまくいってないところもございまして、まずそこをしっかりとやはり熊本県、また国あたりもしっかり阿蘇の水源涵養が下流域のほうに十分役立っているんだと、貢献しているんだというところの確立をまずはやる必要があるというふうに考えてるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。今、課長が言われたとおりだろうと思います。私は今回のこの件を提案するときに、先ほどからお名前を出しております市川教授ともお話をしながら、この問題をしっかりと勉強させてくれという話をしました。そして、私の考えに賛同される議員さん、あるいは農業団体、あるいはこの問題に関係のある方々、お集まりいただいて勉強会をしたいという話もしました。そしたら先生もぜひ呼んでくれと。そ

して、しっかりそれを周知してもらって、それをやはり県、国に上げて行くと、相当な差が出てくるんじゃないか、理解度も高まるのではないかなというふうに考えておりますので、そういうタイミングがありましたら、課長、村上課長も同席していただければいいかなと考えております。どうぞ。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 農業者の方々におきましては、やはり営農活動のほうで自分たちが活動によって役割を果たしているといったところのお考えの方も中にはいらっしゃいます。しかしながら、すべての生産者の方がそうではないと思いますので、今おっしゃいましたとおり、そういった勉強会あたりについては、やはり関係団体等々も含めまして実施する分については非常に大切なものであるというふうなことで考えているような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。もう一応、最後になりますけども、最後は市長さんにお尋ねをさせていただきたいと思います。

先般、阿蘇市町村会で阿蘇草原の維持・再生に関する要望書が県知事に出されているのを確認しました。当然、草原維持の観点でありますから、この農地についてはあまり記載されてなかったかなというふうに考えておりますが、繰り返し申し上げておりますのは、阿蘇は4,000ヘクタールからの優良農地があると。やはりそういったところを考えますと、阿蘇市の市長さんが中心になって要望活動をしていただかないと、周りの市町村ではちょっと耳に残らないかなと勝手に思っているところでございます。いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 先ほどから甲斐議員の考え方、そして行政の今対応についてやり取りを聞いておりましたけれども、はっきり言ってこの問題については、もうこのカルデラの中で議論すべき問題ではないんじゃないだろうか。もう既に甲斐議員がおっしゃられたことについては、すべてもうみんなが思ってることでもあるし、それはカルデラとか阿蘇に住んでる人だけではなくて、下流域に住んでいる、この熊本県下の隅から隅において、やっぱり阿蘇がそういう意味では貢献をしておるということは、私も聞いてみるとほとんどみんなそうおっしゃるんです。それが何で熊本県あたりが水源の問題についても西原だけが保全地域になって、ほかのはなっていないんだというようなことを考えただけでもおかしいと思いますし、また、市川先生をはじめいろんな先生方が、やっぱり貢献度はこの阿蘇の水によって賄われているイコールこの九州の水がめとも言われて、6河川のすべてにこの水が行って、それが多くの人々をやっぱり命の水でありますから救っておるということは、もう今まで言われて、言われて、言われてきた問題なんです。だから、この問題を先ほどから聞いてみて、はっきり言ってストレスをいつも感じます。もうそういう問題じゃないだろうと。だから、もっと今度はこのカルデラから外に出て、そして戦いはそこでやっていかないと、このことについては恐らく通っていかないであろうということを思っておりますし、知事のほうに出されたのも、市町村会とそれから議長会も一緒なんですけれども、新しく知事になった

方にこの大事なことはお願いをするというよりも、今の知事が最後でまだ残っておられるから、蒲島知事です。だから、その方にまずこれは熊本県の大事な課題であるということで、次の知事になってもそれが受け継がれていくという意味において、直接、お辞めになろうとしておられた蒲島知事のほうに我々は行ってお願いをするということでもありますから、これは継続して、そのとき知事のほうがおっしゃられました。大事なことであるから、引き続きこれは取り組んでいきますということもありましたし、担当部長もそういうことでもありました。そのとき一つ、私が質問をさせていただいたのは、先ほど言いましたように、西原だけなぜ指定されてるんだと。おかしいじゃないですかと。よくこういう話があるんです。阿蘇のほうは調べてみると、水がまだちゃんと基準どおりありますからと。いや、基準どおりがあるときこういうことはちゃんとやっておいてもらわないと、これが下がったとき、水源が下がったとき、さあ指定しますよといったときは、もう既に時遅しということになって大変なことになるんじゃないですかということまで申し上げておりますので、引き続いて、私もストレスがたまらないようにこれからしっかりとやっぱり外に向かって、そして皆さん方とこの思いを共有してやっていくというのが一番大切じゃないかなと思っております。

以上です。

それから、プラスですね、やっぱり甲斐議員も土地改良区を通じて水源涵養をやっていたできました。ほかにもやっぱり肥後銀行さんも大観の森があります。そして、コカ・コーラさん、ほかの企業もいろいろそういう意味では貢献をしているのに、それが全然通らない。認めてもらえないというのは、非常に寂しい限りでありますので、これからもしっかりと頑張って、やっぱり認めていただくように、寂しいですけれども、そういうまだ段階なのかなということでもストレスがたまると一方であります。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。市長さんから非常に同じ気持ちのお話を聞かせていただきました。まさに阿蘇のカルデラ内だけで言ってることじゃないんです。もうやはり県下にどんどん話を持っていかなければいけない。このことだろうと思います。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） もう一つ大切なことを言い忘れておったのは、先ほど杉谷議員さんのほうから硝酸性窒素の問題が出て、畜産の排せつ物が非常に地下水で流れて来て、そして、非常に邪魔者みたいに思われがちなんですけれども、畜産はイコール草原を守っておるし、生業もあるし、そして、あの大事な大事な草原というのは、畜産家があつて初めて今守られておるということで、イコール、それは世界文化遺産にしていこうというようなことで今やっていますから、そういう事実が出てくれば、熊本県とか、あるいは熊本市さん、水をいただいておりますので、そういう意味のことを何とかなくしていこうということで、逆にこういうことの研究をしながらとか、こういうことでそういう硝酸性窒素をなくしていきたいと思っておりますがということで、やっぱり話なんとしてもらわないと、何のための畜産をやっておるんだということで、畜産農家が僕は非常にこれはやっぱり名誉に関わることであり、これは

悲しいと思いました、聞いて。やっぱりそういうことで草原を守っていかう。そして、この景観を守っていかうということで一生懸命に生業を通じて、それで、阿蘇のあか牛、黒、共にそういうことで消費者の皆さん方に喜んでもらおうとやってるのを、ただ一言それだけで果たして片づけられる問題なのかと。もっとそうだったら、課題があるなら一緒になって、その課題に向けて解決して組んで行こうじゃありませんかということと言われるのが当たり前じゃないかなと思ってます。すみません、ちょっと興奮気味になってしまいましたけど。終わります。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。要は、私の通告の一番下になりますけど、やはり市民、県民に意識の高揚という部分ですね。この阿蘇のカルデラ内ばかりでエイオーやってもつまらないと。要は、熊本市、熊本県を巻き込んでこの話をしっかりと周知していく必要があると考えております。まずは、先ほど話がありましたとおり、新事にも今度交代されます。そうなりますと、まずは市長からこの切り口を開けて行っていただかなければ、まずスタートしないかなとも思いますので、今後ともよろしく御配慮いただきたいと思います。これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 8番議員、甲斐純一郎君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩といたします。11時25分に再開いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、10番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

10番議員、竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 10番議員、竹原祐一。今から一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

今回は、水問題が今まで数多く出されてますけれど、私の場合は湧水に関しての問題と同時にPFASの関連も入ってますので、これについては質問をしていきたいと思ひます。

そしたら質問をさせていただきます。先日のNHKのドキュメントの中でも水道問題、水道汚染水のPFASの問題、クローズアップ現代ですか、その中で非常に詳しく説明をされておりました。このフッ素樹脂加工物（PFAS）については、単に炭素とフッ素からできた化学物質の総称ですが、人工的に作られたものがほとんどで、そして、その数は4,730と、数が非常に上っています。そして、実際、日常的にはフライパンに使われるコーティング、これはPFASの現物になるということです。そして、私この阿蘇地域を考えた場合、阿蘇地域は非常に降雨量の多いとこです。年間約3,000ミリの雨が降り、そして九州の水がめ、

先ほどからずっと出てますが、やはり水がめと言われるこの阿蘇地域、その地域の中で約1,500か所の湧水地があるということです。それが確認をされています。阿蘇神社の周り、それから門前町、それから門前町の水基、それと阿蘇山その周辺の地域、それと役犬原のポケットパークなどいろいろと名水が数多くあります。そこでちょっと質問をさせていただきたいんですが、この湧水の水質管理状態、これについては役所としては管理はされているのでしょうか。御質問願います。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） それでは、ただ今の質問に答えさせていただきます。

湧水につきましては、阿蘇市内に多数点在しております。しかし、湧水につきましては、水道法による水質検査が義務化されてはおりませんので、市として水質検査等を行っていない状況です。基本的には、湧水に関しては所有者の自己管理ということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） そしたら、市として具体的に管理はされていないということなんですが、水基の湧水を見た場合、出口の横に水質の管理状況ということで貼ってある場所もあります。それと同時に湧水で役所の管理というか公共の管理というのは、場所はないのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 公共施設において、役犬原のポケットパーク、こちらのほうが本市の施設になっております。ここにつきましては、公の施設であるということも踏まえて、一応、水質検査は実施しておりますが、関係課のほうでですね。ただ、これを飲用できるというふうなことで水質検査をしているものでありません。一応、あくまでも本市のほうの水質の状況の確認ということで検査をしているというふうに聞いております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） ということは、公的な検査処理ではなく、その水が飲み水で適当かどうかというのも不明なわけですか、そういう形になれば。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 水道法では、水道と飲用させることで多くの方が利用する場合、水道事業の場合は、水道法によって水質検査義務があります。ただ、湧水のほうはそういった義務がありませんので、一応、本市としましては水質の管理上、あそこが飲用していいですよということではなく、飲用しても問題はないような水質にはなっておりますが、一応、自己管理としてやっているというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 法的には管理する必要がないと、そういう解釈をさせていただきますが、現実的には、多くの観光客の方が阿蘇神社の周り、それから、見ているとやはり水基の水を飲んでる状況が数多く見られます。そして、ポケットパークについては、車で水をくみに来ると、そういう状況も頻繁に見られます。やはり、こういう状況の中、市としても湧水1,500か所ありますけど、その中で始点的な湧水箇所については飲んでも大丈夫ですと

いうそういう安全管理、それが必要ではないかと思えます。今回、私も湧水の件でフッ素化合物のPFASの件がありましたので、1か所だけ試験をさせていただきました。値段が高かったので1か所だけにしました。昔の旧一の宮の産廃処理場というのか大型ごみの処理場の下の湧水を検査に出したんです。そしたら、実際、検査結果がPFASの基準である50マイクログラム／リットルですか、これ以下の最低基準である0.2マイクログラム／リットル、それ以下しか出ないんです。その基準も出ないと。そういう状況で非常に安全な水だということ証明されたんですけど、私は先ほどからずっと出ています硝酸性窒素、これも含めて、PFASも含め、1回主要な湧水地、それに対して市として調査を行い、そして安全性をやっぱり観光客に対してアピールをしていく、そういうことも必要ではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） PFOSにつきましては、観光の面について私のほうからは答弁できませんけども、PFOS、PFOAというのは総称いたしましてPFASという形で今なっております。これは令和2年に国の要監視要項に追加されております。有機フッ素についてはよく分からないかと思うんですけども、歯に塗るフッ素というのは御存じだと思いますが、これは無機質のものでありまして、有機フッ素については金属製、メッキ処理とか泡の消火剤とかに含まれているものであります。フッ素は難分解性、自然界には直接はない物質であります。これは高蓄積性で長距離移動性ということで、世界中に多く蓄積させているという状況でございます。県内につきましては、昨年、熊本県のほうで17か所の地点の基準地調査を行っておりますが、熊本県の調査では該当するところはありませんでした。しかし、熊本市のほうで172か所調査しております。その中で7地点が50ナノミリグラムを超過しているという状況が出ております。ここにつきまして、何でこういった状況が生まれたのかということを追跡調査を今されてるところですが、その原因というのが、大きな工場もない、さらには、そういった物質を取り扱うところがないというところで、今のところまだ原因がはっきり特定していないという状況でございます。

本市につきましてもPFASにつきましては、1か所調査を行っております。ただ、ここにつきまして、先ほど市議のほうが言われましたように、基準値が5ミリナノグラム／リットル未満ということで、それ以下の数値がちょっと出てない状況でございます。現在としては、今そういう状況を見ているという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 実際、PFASについては、熊本市内の浄水場からも基準以下ですけど出ているというのが今の現状です。ですから、やはり阿蘇は観光客でもってる地域です。ですから、その観光客の方がやはり門前町、それが阿蘇神社の周りに来られて湧水の水を飲まれると、そういうことであれば、やはりこの水は安全という形で、成分的にはこういう形で入ってませんよと。そういう形の表示でもしていくべきではないかと。それと同時に、飲料水としては最適ですよと、適合していますと、そういう形のやっぱり表示をしていく必要があるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 竹原市議が言われますとおり、阿蘇市の水は私たちも飲料しても大丈夫というふうな自負は持っておりますが、実際、そういった場合に飲用させて何らかの原因で被害もある可能性もございます。ただ、自主管理ですので、あくまでもそこにつきましてはお願い部分であるしかないかというふうな形で思っておりますので、こういった状況も何らかの形で皆様のほうにお伝えしていけたらというふうを考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 分かりました。それではよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。つぎの質問は奨学金の見直しということで、現在、阿蘇市の奨学金貸付制度がありますが、今現在、多くの学生が高い学費負担に苦しみ、そして奨学金の返済に不安を覚えています。学費が高すぎる。そして奨学金を借りないと払えないなんておかしい。そして、高い学費に多くの学生、家族が押しつぶされようとしています。実際、大学の授業料、国立大学で年間 56 万円、私立大学で行けば平均 95 万円。思い出したら、私も 50 年前授業料が 26 万円、これは 1 回滞納いたしまして退学をくらいました。それだけやはり苦しい状況で、やっぱり奨学金がなければ学生生活が続けられない。そしてアルバイトをしなければ学生生活が成り立たない、それが現状なんです。

今現在、阿蘇市の奨学金制度、これについてお伺いをさせていただきます。今現在の阿蘇市の奨学金貸付状況、高校生、大学生への貸付人数、そして返済中の学生数、お答えをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） お疲れさまです。今の御質問に御回答します。

阿蘇市奨学金は、無利子の返還型でございます。高校等に関しましては、月額 1 万 5,000 円、大学、短期大学及び専修学校は、月額 3 万円を貸し付ける制度でございます。

利用に関しまして、平成 28 年度に 1 人利用がございましたが、その後、現在まで市の奨学金の利用者は 0 人の状況でございます。平成 28 年度以前の奨学金利用者のうち、ただ今の返還中の人数は 8 名となっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 申し込みが非常に少ないということで驚いております。これは何で申込者が少ないかと言えば、これは併用ができないんですね、この奨学金制度。普通は奨学金制度を併用できて二つぐらい利用していただけるんですけど、実際、当市の奨学金、大学生で 3 万円と、3 万円ではちょっと私も正直言って、これだけで学生生活を送れと言ったら非常にしんどい。やはり二つ三つ、そういう形で併用しながら学生生活、それに授業料を、そしてバイトをしながらやっていかないと、非常に学生生活が成り立たない状況ですね、今。ですから、この奨学金制度、あるのは私は別にいいと思うんです。中身をやはり充実をしていただきたいと。ですから、この中身についても保証人の問題とかいろいろとあります。まず一つは、やはり金額の増額です。月、高校生は 1 万 5,000 円、大学生は 3 万円と、この増

額はできないのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 今、市議おっしゃられたとおり、併用の部分も含めてですけども、やはり借主、借りた側の将来設計を考える上で過度な借入れを行うと、やはりそれには返還が付いてきます。奨学金を市議もおっしゃられたとおり、返していく過程というのは、かなり負担にはなってきます。なので、最初からそんな大きい金額をいろんなところからというのはあまりお勧めはしておりません。市に相談があった場合も、あくまでも市のこの奨学金制度は、いろんな奨学金を使えない方の受け皿的なもので、ましてや自治体で全部が全部設置してあるわけではありません。ほかのところでは借りれなかった。いろんな条件がございますので、そういった形の受け皿として準備しておりますので、市では設置してだけでもとりあえず意味はある。その後、困ってる方の受け皿になるという部分で、まさしく意味があると思ってやっております。ただ、金額についての増額あたりをしたりとか併用を認めれば、その後、厳しくなるだろうということで、もし相談があったとしても、まずはほかにもこんな有利な奨学金制度ありますよと、調べてみると分かると思いますけど、かなりな数の奨学金の情報というのは入ってきますので、そちらをお勧めするようにしておりますので、市としては、先ほどから申し上げたとおり、受け皿的な部分で金額の増額、もしくは併用を認めるという方向では、今のところ考えておりません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 非常に厳しい御回答ありがとうございます。だけど、実際、この奨学金の問題、阿蘇市の奨学金制度の中身を見ていったら、保証人さんも非常に厳しいと。そして同時に、この保証人のない場合、保証人2人ということで保護者の方と、あと市内在住、それ以外の方も一応保証人という形で認められていますが、一応、2人の保証人が要るということなんですけど、この保証人についても機関保証という形の保証はできないのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） やはり子供たちの将来のことですから、やはり保護者にも奨学金を受けるからの手続は取っていただきたいと思っております。その中で、機関保証というのは特に考えておりません。保証人についても、あくまでも、先ほど申し上げたとおり、これは市で設置してる一般財源を利用した制度です。そして、その借りた方の返還金というのは、一般財源に入って、また次の方に貸すための原資となるものなので、やはり正確に返していただくという部分を保証するためにも連帯保証人の緩和を今のところは考えておりません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） この奨学金に対しての市の考え方も大体つかめました。実際、この奨学金制度、やっぱり作るのであれば借りやすい奨学金制度、そして使いやすい奨学金制度、これをやはり考えていただきたいと思います。今の奨学金制度であれば、やはり今御報告ありましたけど、1人しかまだ扱っていないと、今現在。そういう報告でしたけど、実際、

それだったらやはりなかなか使えないというのがこの阿蘇市の奨学金制度です。私、制度自体どんどん変えていく必要があると思います。ですから、最終的には給付型の奨学金制度、これを実現をしていただきたい。そういう要望を出しておきます。いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 平成 28 年の状況で 1 人しかという部分については、やはり給付型もはじめいろんな今奨学金制度広がっております。その借りやすい、もしくは借りて今後の人生においてメリットがあるというところを利用されるという部分が優先されます。そういう制度がないなら、また考えなければいけない部分もあるかもしれませんが、今、特に低所得の世帯向けあたりには授業料の免除から、そういった制度も拡充してきておりますので、一自治体でそこを背負う時期にはないかなというふうには今は思っております。ただし受け皿として、どうしても成績とか親の所得とかで、ほかのところでは借りれない子とかもいますので、そのためにも現行のままの制度ですけれども残してはいく価値があると思っております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） なかなか話が前に進みませんが、現行の奨学金制度、できるだけ進めるような、中身を充実させていく方向で、ぜひともお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。ありがとうございました。市内の高齢者の健康維持ということなんですが、主に認知症の問題です。これは私も一般質問に備えいろいろと調べましたが、非常にややこしいというんですか、これは将来的に見てこの認知症を完全に回復していく、治療していく、そういうのは非常に難しい状況です。やはり介護保険制度の絡みもありますし、実際、認知症の方がどんどん増えていると、そういう中で認知症患者の対応をしていくということであれば、はっきり言って、私も将来これどういう形になっていくのか分からない状態なんです。

ところで、そういう中で、今、当面考えられる認知症対策、これについてはほけん課、そしてその関係機関にお伺いをしたいと。今現在、高齢者の人口、総人口の減少に伴い減少中ですが、高齢化率は令和 6 年においては 40%、これは 65 歳以上、となる中、厚労省の推移では 2022 年度の時点、認知症の方は 65 歳以上のうち 443 万人、12.3%。そして、軽度認知症障害 15.5%、これを阿蘇市に換算していくと約 1,200 人程度の軽度認知障害者が存在することになります。

ところで、質問をしますが、現在、具体的に市として把握をされている軽度認知障害者、そして認知障害者、この数というのは分かるでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えいたします。

軽度認知障害とは、認知症の前の段階ということになりまして、MC I とも呼ばれるものになります。こちらの軽度認知障害につきましては、具体的な数値というのを持ち合わせておりませんが、阿蘇市の後期高齢者医療のレセプト情報になりますけど、令和 4 年度の受診状況を見ますと、認知症と診断されている方が全体の中の 15.5%という数字は出てお

りますので、推計から見ても同等の人数がMC Iの方もいらっしゃるのではないかと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） すみません、ちょっと分かりにくかったですけど、結局、軽度の認知障害者の人数が1,200人程度ということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 認知症の方が15.5%というところは分かりますが、軽度認知症は把握ができていないというところになります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） そしたら、認知症の方は現在把握をされている人数のほうは分かるのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 15.5%の実数は859人というふうに把握しております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ありがとうございます。この859人という形で人数を把握されているということなんですが、この方というのは認知障害を持った方ですね、軽度じゃなくて。認知障害を持った方ということであれば、この人に対しての対応の仕方というんですか、それはどのような対応をしていらっしゃるのか。その辺をお聞きしたいのと、それと同時に、軽度の認知障害者を、これを発見していく、見つけていく、これをそのためにどのような形で見つけられているのか。いろいろと認知症のカフェとか認知症サポーターの育成とか、そういう事業をされてると思いますが、その中で軽度の認知症患者を把握していくと。そういう形が取られていると思うんですが、具体的にそういう事業内容をお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

まず、認知症に関しまして問題点といいますか、認知症に関しては本人に罹患の自覚がなく、家族を含めた周囲の意見が届きにくいということもありまして、医療につながりにくいという現状がございます。認知症はいつでも誰でもが発症する可能性があるということ、早期の対応により進行の遅延等の予防が可能であるということも含めて、今後、周知が必要と考えております。

先ほどありました認知症カフェ等についてもなんですけども、こういった認知症カフェやってますけども、実際、こういったところにはまず認知症になる前に御利用いただくということを皆さんに分かっていただくということがまず一番かと思っております。それと、サポーター育成というようなことがございましたけども、現在、阿蘇市におきましては、全体の45.7%の方が既に認知症サポーター養成講座を受講しております。まず熊本県が認知症サポーター養成率というのは全国1位になっております。その中で阿蘇市におきましては、先ほ

ど申しました数字からしますと上位3番目というような受講率の高さであります。今年度におきましても引き続きまして小学生、中学生、高校生も含めて、さらに受講を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） この認知症という問題、これは実際、本人は自覚はないんですよ。そして、周りから見たら認知症かなと思われる行動を起こすと。私も父親が認知症にかかってましたので、やはり認知症だなと、同じことを言って、それでまた同じことを聞かれると、そういう形で繰り返し繰り返し言った覚えがあります。これは認知症と分かる、認知症のサポーターの育成とかそういう形でサポーターの方もいらっしゃるんですが、認知症であるという患者を見つけること自体が私はなかなか難しい。見つけて、それを医療機関に結び付けるのは、やはり重要なことだと思うんです。だけど、認知症であるという軽度のMC Iかもしれないし、それでもMC Iでもやはり医療機関に結び付けると、それが必要ではないかなと思うんです。ですから、医療機関と患者さんの結び付けですね、これを確実にしていかなないと、認知症対策というのは難しいと思うんです。ですから、その辺の対策ですね、どのような形で考えていらっしゃるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。やがて正午になります。竹原祐一君の一般質問の時間が途中であります。このまま続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは続行いたします。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 先ほど将来的な認知症患者数等々の話もございましたけども、まず高齢者の認知症の人の将来推計といたしまして、団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年、そのころには国内で584万人と言われております。推計方法には議員のほうからお話がありましたけども、多岐にわたりいろんな推計があるというのが現状です。現在、生活習慣病であります糖尿病であったりとか、そういったところの影響によっては全体の20%というような推計値もございます。それから見ますと、当市におきましても2,000人程度が認知症患者が見込まれるというふうな推計も出ております。現在、取組を進めております認知症施策等総合支援事業におきましては、これまで担ってきました地域包括支援センターに加え、現在の介護施設を伴走型拠点施設といたしまして、本人だけでなく介護に不安を抱える家族も含めて日常的な相談や効果的な介護方法や助言を行い、早い段階から継続して総合支援を行うことを目的に取り組んでおります。小さな取組かもしれませんが、こういったことで少しでも医療につなげる。それと、家族の不安、負担も軽減するというようなことで今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君、まとめてください。

○10番（竹原祐一君） この認知症問題、まとめてくださいと言っても非常にややこしいんです。

○議長（菅 敏徳君） 質問の繰り返しとなっております。まとめてください。

○10 番（竹原祐一君） 今、伴走型の家族の理解、そして医療機関との連結という形で進められていらっしゃると思いますが、今回の予算についても 300 万円と 700 万円という形で、委託費が 700 万円で事業費が 300 万円という形で、金額的にやはりまだ試しの段階ですから、試みの段階という中で、どんどん大きく医療機関と患者さんをつながるような、そういう形で行っていかなければ、今の認知症患者を完全に把握することはなかなか難しいと思います。それと同時に、介護保険料の予算の関係も出てくると思います。実際、介護保険料、認知症が増えれば、やはりそれに対しての保険料も 2 倍、3 倍と大きくなりますので、また、介護保険制度の在り方にもやっぱり問題が出てくると思いますので、この辺の将来的なそういう認知症に対してどういう形で行政として考えていらっしゃるか、その辺の展望だけお聞かせを願いたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 認知症に関しましては、阿蘇市の問題だけでなく、もう全国的な問題というふうに考えております。当市におきましても、今後、介護保険計画に関しましても 3 年おきに見直しを行うというようなことで行っております。そのときの状況、ニーズ等々を含めて、3 年ごとに見直しを的確に行いながら適正に介護保険事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 分かりました。ということで、今後ともこの認知症問題、大きな問題になってきますので、ぜひとも対応をお願いしたいと、そういうことで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこのあたりでとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後 1 時 10 分から再開いたします。

午後 0 時 05 分 休憩

午後 1 時 09 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

続きまして、6 番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

6 番議員、佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 6 番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

まずはじめに持続可能な農村環境の維持についてお尋ねをしたいと思います。

阿蘇市における各地の道路整備については、生活の基本となる社会基盤であり、医療や防災、通勤通学など、安全・安心のまちづくりはもちろんのこと、農林畜産業の産業振興においても大変重要なものでもあります。近年の人口減少及び高齢化の進展により、各地区にお

ける草刈り等による維持作業や道路のり面の支障木の伐採などの作業そのものができなくなり、通行の妨げになるなど、道路の美化作業そのものが限界に近付きつつあるとの声が次第に大きくなってきており、実際に車の通行に支障をきたしているところもあります。昨日の一般質問において古木議員からも質問がありましたが、このような現状を道路管理者としてどこまで把握をされているのか。また、建設課及び農政課が建設業者やシルバー人材センターなどに作業委託を行ってる路線があるのか。あれば路線数と延長及び委託の理由について、建設課長及び農政課長にそれぞれ答弁を求めます。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

道路管理の部分で、市道の雑草処理等につきましては、隣接する土地の地権者や関係者の方々及びボランティアなどによる地域の皆様に御協力いただきまして実施されている状況でございます。幹線道路の一部につきましては、先ほど御質問がありましたように、一部シルバー人材センターに昨年度から委託に出してるところでございます。

シルバー人材センターに今依頼してる路線数について申し上げますと、九つの路線になっております。総延長については、すみません、ちょっと数字を持ち合わせておりませんが、そのときどきで若干ブレがございますので、一応、九つの路線を現在作業を委託しているという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お疲れさまでございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

農政関係におきましても、農道・林道ということで道路管理者といたしまして、安心・安全な道路環境を利用者に対し提供する必要がございます。現在、農道・林道の沿線の除草作業等につきましては、日常的な管理につきましては、大部分を受益者の方々をお願いしているような状況でございますけども、舗装、また道路構造物等の破損等につきましては、早急に対応しているような状況でございます。

また、雑草等によりまして視認性が著しく悪い路線につきましては、今後はのり面の除草対策を施すなど、検討を路線ごとにやってみたいというふうに思っております。

また、業者によります委託で除草作業、管理作業等を行ってる路線でございますけども、林道といたしまして4路線、旧波野村で阿蘇東部線、これについては年1回の沿線の除草作業、また、降雪によります除木等の管理作業をお願いしているような状況でございます。また、旧一の宮管内で2路線、桜ヶ水線、手野線、また旧阿蘇町管内で高浦高塚線をそれぞれ業務管理のほうで行ってるような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 現在の建設課、農政課が除草等の管理をされてる路線については分かりました。民間の有識者でつくる人口戦略会議が、今年の4月に日本の地域別将来推計人口に基づきまして、人口から見た地方自治体の持続可能性について分析した結果を公表しましたが、この中で阿蘇郡市7市町村のうちの3町村が消滅可能性自治体というちょっとショ

ッキングな報道がされております。阿蘇市におきましてはその他とされましたが、2050年の総人口は1万5,160人と、現在より9,144名、約1万人の減と予想をされております。このように高齢化の進展と人口減少を考えたときに、現在のような道路維持関係の作業がそれぞれの行政区、地区だけの努力で実施されるとは到底考えられませんが、道路管理者として作業班の設置や請負による支障木の伐採や除草作業を含めたところで、今後の道路環境の維持はどのような方針に基づいて実施をされるのか、先を見据えたところで土木部長、経済部長にそれぞれ答弁を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） お疲れさまです。

将来の展望ということでございます。市道管理路線が738キロございまして、全線を全部管理するという事は非常に難しく、交通量の多い路線に絞っていく、また集落内に絞っていくというふうに優先順位を付けて除草作業をするのか、恒久的な対策でもう雑草が生えない状態を作っていくのかということあたりを研究していくということが今の段階ではないかなと思います。

○議長（菅 敏徳君） 経済部長。

○経済部長（荒木 仁君） お疲れさまです。

経済部としましても農道、かなりな沿線ございます。今、土木部長が申しましたように、建設課、土木部とも協議しながら、こういった形が一番最適なのかを研究していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今、土木部長、経済部長からそれぞれ今後の展望についてお聞きしたところですけども、やはり人口減少社会到来の中、本当、早め早めにやっぱり対策を立てていただいて、問題に直面してからではなく、事前にやはり想定をしていろんな場面の中で早め早めに手が打てるように対策ができるようお願いをしたいと思います。

全国的に過疎化に歯止めがかからないと思っております。全国の廃村を1,000か所以上尋ね記録を残し続けている方が言った言葉に、「人が減っても居心地のいい集落にするやり方はある。住民を第一に考えた議論は必要です。」との熊本日日新聞の新聞記事を目にしました。この記事につきましては、いろんな全国の新聞の中に共同の情報として同じ記事が何紙にも掲載をされておりました。地域における暮らしを持続可能なものにするためにも、人々が引き続き安心して暮らせる環境を確保するためにも、住民の意見、住民目線を大事にした優しい行政運営に積極的に取り組まれ、将来を見据え、早め早めの計画と実行と挑戦、チャレンジの展開を期待したいと思いますが、和田副市長に見解を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 和田副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の佐藤議員の御質問にお答えいたします。

確かに地域で安心して暮らせる地域づくりということは非常に重要な課題だと思っております。人口が減っていく、過疎化が進む、これはもう間違いないことではございますが、過疎化が進んだことで住めなくなるというようなことも非常に困ったことになっております。今、

国のほうでは、御存じだと思いますけどもソサエティ 5.0 というようなことで、いわゆるスマート社会ということで、いわゆる情報技術を活用した村づくりとかというようなことも進められております。具体的に申しますと、例えば阿蘇市の場合でしたら、もう既に光ファイバー網が設置されておりますので、極端に言う和生活の上で買い物に困ったというようなときには、いわゆる宅配で注文するとか、あるいは、最近ではドローンで配達するとかというような方法もありまして、そういった最先端の技術等も研究していかなければならないかなというふうに思います。

それから、先ほどからお話が出ております、例えば草切りの問題にしましても、いわゆるスマート農業というふうなことで自動化が非常に進んでおりますので、草刈りロボット、あるいは大型機械を活用した草切り、そういったことも検討していく必要があるのかなというふうに思います。そういったこと、先ほどからお話がありますように、先手先手で考えていかなければ、やはり後手に回ると対応が難しくなるというようなことで、今申しましたようなことも念頭に置きながら、早め早めの対応に努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 副市長の思いを聞いたところでございますけども、やはりICTを利用したスマートな部分でのいろんな今度の展開も出てくるかと思っておりますけれども、やはり阿蘇市も合併をしましてもう20年近くなります。非常に面積も広いです。中心部はいいかもしれませんけども、どうしても人口が減っていく部分はやっぱり周辺部からが多いと考えられております。そういう中で、やはり自然体を見渡して均衡ある事業の展開等をお願いを申し上げたいと思っております。

第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）にあります将来都市像に込めた思いにありますように、誰もが住んでよかった、働いてよかった、訪れてよかったと実感できるまちづくりに向け、共に私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、執行部のほうにつきましても努力のほうをよろしくをお願いを申し上げたいと思ひまして、1点目の質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、県道41号主要地方道高森波野線の轟大橋が現在通行規制になっておりますので、この件についてお尋ねをしたいと思ひます。

阿蘇市波野支所の横を通るこの路線で、波野支所の近くにございます轟大橋は、2020年11月28日から通行規制。通行規制の内容は、10トン超通行止め、4トン車積載までは通行可能ということで規制が始まりまして、現在も規制のほうは解除をされておられません。通行規制の理由と通行規制の予定期間などについて、阿蘇地域振興局土木部から建設課のほうに協議や報告等が事前になされたのかどうか、土木部長にお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） お答えいたします。

通行規制の事前のお知らせはございませんでした。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） じゃあ、阿蘇地域振興局土木部のほうから建設課には、全然そういう規制を行うという話も現在まで何も連絡等はなっていないということではよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） 以前、地域の方から10トン車以上通行禁止ということで、長々と通行禁止が出ているという情報はいただいております、その後、県のほうに確認した経緯がございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） この路線は支所や波野診療所、JAの波野支所、また郵便局等、多くの方々が利用する生活道路であるとともに、波野地区の農産物、特にキャベツ等の出荷にも使いますし、材木の運搬、また各種資材等を運ぶために大型車が通る幹線道路でもあるために、住民の方から、今回の通行規制の内容について詳しく知りたいと。内容も何で規制をするのかも分からない。そして、期間がいつまでなのかも分からない。どういう工事をするのかも分からないと。普通車等で通られる方については支障はありませんが、先ほど申しましたように、いろんな仕事で通られる方、大型車の通行が規制をされるということで、通常2分で行けるところまで迂回をすると15分から20分、逆の方向で行くと、大分県を通過国道57号線に出なければならないという、非常にロスというか今までの道路環境と変わったということで非常に萎靡しい部分がありますと、一つは、大型車の運搬等で依頼をすると、市道を通らなければなりませんので幅員が狭い。それと、先ほどもいいましたように支障木等が大型車の屋根にかかると。冬場になると市道は凍結部分が多くて、業者等も非常に敬遠をされるということで、早く規制のほうを解除してほしいという意見があるところでございます。これにつきまして、建設課のほうに規制の原因と予定期間の情報提供を波野地区の住民の方に行ってもらうように、阿蘇地域振興局の土木部に要請をしてほしいということで、当時の荒木土木部長、現在の中本土木部長にも依頼をしたところですけども、残念ながら、現在まで何の回答も対応も終わっておりませんけれども、なぜ回答も対応もないのか、土木部長にその理由をお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） 工事の内容が橋梁も轟大橋、長くて中央部分がたわんでいるということで、この補修に2年ほどかかるというお話がございました。そのため、2年かかるというふうには地元の方も思っていらっしゃらないと思うために、全戸にどういった補修をするのかを6月末までにチラシを配ってほしいという要望を行っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今月中ということで、それについてはもう今月中に阿蘇地域振興局の土木部が発行されることではよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） はい、6月末にということでお約束しています。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今回の一般質問の通告をして、それから数日後に工事の看板がしま

した。ただ、それについては工期は書いてありません。ただ、こういうふうに傷んだ橋梁を直していますと。期間は令和7年3月25日、来年3月までです。工事の時間帯は8時から17時ということで、ただ、いつから始まるのかも分からないし、規制内容がどういうふうになるのか、片側通行になるとかそういうのも全く分かりません。非常に住民に対する情報提供がちょっと県のほうも遅いんじゃないかなと思っております。もう既に通行止めから1年半以上経過して、まだ何も地元についての説明がないし、市のほうにもお願いをして、早め早めにとということでお願いしてありましたけども、なかなか対応ができないということで、これは今後の課題として、やはり住民の方々がどういう状況で通行規制があるのか、いつまでやるのか、本当知りたい情報をやっぱり早めに行政のほうから提供をしていただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） おっしゃるとおりだと思います。生活に非常に密着した橋梁でございますので、本当に早め早めの連絡と対策、方針とかを伝える必要があったと思っております。今後気をつけたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今回の事業主体というか管理者は熊本県ということで、阿蘇地域振興局の土木部が担当ですけども、やはりいろんなところに目配せをしながら、住民にいろんな情報提供をやっていただけると、本当助かるんじゃないかと思っております。先ほども申しましたように、やはりいろんな住民の方々の声、小さな声ですけども、やはりそういう声に真摯に耳を傾けていただいて、1日も早い情報の提供を求めてきたところでですけども、先ほど今月中にはということで土木部長の答弁をいただきましたので、間違いのないようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

今回、一般質問ですね、2点通告を行いましたけども、なかなか一朝一夕にはできない部分もあるかと思っておりますので、先ほど言いましたように、ここに住んでる方々に優しい阿蘇市の行政運営をお願いをしたいと思って、今回2点を質問したところですけども、執行部も厳しい財政状況の中とは思いますが、やはり知恵を絞り、汗を流して市民のために頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いを申し上げて、今期6月定例会の私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 6番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

続きまして、2番議員、中川文久君の一般質問を許します。

2番議員、中川文久君。

○2番（中川文久君） 2番議員、中川です。ただ今議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問、最後の最後ということで空気を読みながら簡潔に、そしてスムーズに進めることができるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告書に基づきまして3点質問させていただきます。

まず、阿蘇市の子育て施策についてお尋ねです。出生率のことになります。

6月6日の熊本日日新聞トップ記事には、出生率が1.20で、過去最低、未婚、晩婚で8年

連続の減少。厚生労働省のこれ 2023 年の人口動態統計発表、女性 1 人が生涯に産む子供の推定人数ということで 1.20、これ全国平均ということだと思います。これにつきまして、阿蘇市のこの出生率についての状況をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。

本市の出生率につきましては、1 人の女性が一生の間に産むとされる子供の数を示す合計特殊出生率としまして、人口動態の統計をもとに 5 年毎の平均値になります。平成 20 年から平成 24 年、1.71、熊本県の平均が 1.62、平成 25 年から平成 29 年、1.84、県平均 1.66、平成 30 年から令和 4 年、1.65、県平均 1.60 となっております。参考になりますが、最新の情報としまして、これは全国平均と県平均のみの公表となっておりますが、令和 5 年の全国平均が、先ほど中川議員おっしゃられたとおり 1.20、熊本県が 1.47 でございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2 番（中川文久君） ありがとうございます。熊本県平均との比較で三つ分けて教えていただきまして、いずれも熊本県平均では上回っているということを確認できました。熊本県自体が全国平均よりもやはり上のほうになるかと思っておりますので、それに準じた形、県内でも阿蘇市は少し上回っているということで把握しました。ありがとうございます。

そんな子育ての関係で出生率も少し聞きまして、今度、支援策の内容をお尋ねしたいと思うんですけども、阿蘇市の事業計画では地域のみんで子育てを支え、すべての子供が健やかに育つまちを基本理念としております。阿蘇市の子育て施策についてどのようなものがあるかお尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） 子育て支援について、本市では令和 5 年度に国が示した地域子ども子育て支援事業の 13 事業すべての事業について取り組んでおります。

また、本市独自の子育て支援として、市の活性化と児童の健全な育成に寄与することを目的に、本市に 1 年以上居住し、第 3 子以降の 3 歳未満のお子さんを養育している方に、支給要件を満たした翌月分から支給対象児童の 3 歳の誕生日まで、対象児童 1 人につき 2 万円の育児手当が支給されております。要望の多い子育て相談につきましても、県内でも早い段階から臨床心理士などの有資格者を配置し、健康増進課と連携し、迅速な対応ができるように積極的に取り組んでおります。

最後に、子ども医療費助成制度についても、令和 2 年度より 18 歳到達後の最初の年度末までの無償化、それに合わせて阿蘇市内の医療機関等の窓口無料化を実施しております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2 番（中川文久君） ありがとうございます。阿蘇市の対策を教えていただきましてありがとうございます。

最後に、子ども医療費のことをおっしゃっていただいたんですけども、それについては 3 点目、ちょっとお尋ねしたいと思います。

阿蘇市は、令和 2 年に 18 歳までの年齢の子供について、一部を除いて医療費全額助成し

ておりますという御案内だと思うんですけども、病院と診療機関で治療費をお支払いする場合の対応で、阿蘇市内の場合と市外の場合では違いがあるかと思っています。この対応を現在どのような対応となっているか教えていただければと思います。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） まず、現状としまして、現在、本市の子ども医療費助成につきましては、保護者の方が医療費を一旦支払い、領収書を添付して市に申請いただく必要がありますが、先ほどもおっしゃられたとおり、阿蘇市内の通院については医療機関及び薬局の御協力のもと、令和2年4月1日から外来での窓口無料化、いわゆる現物給付を実施しております。阿蘇市外の医療機関への通院にかかる医療費及び阿蘇市内を含めた入院費等については、医療費を一旦お支払いいただき、領収書を添付して市に申請し、払い戻される償還払いになっております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。阿蘇市内につきましてはもう自動的に、特に窓口では現金のお支払いとかそういうのではなくて、市外については現金を一旦お支払いして償還払いという形になるということだと思います。ここの市内の市外のこの対応の差についてになりますけども、18歳までのお子さんをお持ちの親御さん方からのお話として、何とか市内で治療できない病気があるので市外に行かなくてはならないですとか、夜間などの救急については、どうしても市内の病院開いてないときは市外に行かざるを得ないとかそういうお話がありまして、今、償還払いという形があったんですけども、市内と同じような対応ができないかというお話をお聞きします。この償還払いの方法ですとか、申請数がどのくらいあるとか分かればお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） 先ほど現状の説明の中でお話させていただいたんですけども、まず償還払いにつきましては、医療費を一旦お支払いいただき、領収書を添付して市に申請していただいて払い戻しをされます。また、自己負担額が高額となる場合には、高額療養費制度の対象となりますので、高額療養費等をお引きした額が償還払いの子ども医療費の助成となります。申請件数としましては、入院及び阿蘇市外の通院の償還払いの件数が1万5,810件でございます。ちなみに、阿蘇市内の現物給付の件数は3万1,319件となっております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 1万5,000件ぐらいという、書類を審査してするという。阿蘇市で受け付けた件数という形だと思いますけども、かなりの件数になるかな。市内が3万ぐらいで市外が1万5,000と、そのような結構市外のほうにもあるかなという印象を受けますけども、先月の文教厚生常任委員長報告にもあったんですけども、今回、予算化されてる部分があります。その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） このたびの定例会で議決いただきました子ども医療システム改

修委託料につきましては、現在、本市で阿蘇市内の医療機関及び薬局の御協力のもと実施しております外来での窓口無料化、いわゆる現物給付を熊本県内に拡充することに伴うものになります。県内の拡充についての御説明を申し上げますと、阿蘇市外の現物給付につきましては、これまで保護者の方々をはじめ多くの御意見、御要望等がございました。当初に比べますと国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金の手数料とシステム改修費などの現物給付に伴う多額の費用が、県内の市町村が順次現物給付委託を開始されたことから、国民健康保険団体連合会及び支払基金の手数料については、年間300万円前後の見込みとなりました。そのようなことから、熊本県内の現物給付について来年1月開始を目標として、今後システム改修、関係機関との打ち合わせなど、順次進めていく予定であります。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 説明ありがとうございます。予算の今回つけていただいた内容というのが、システムのなもの、関係機関との調整等あるのかなということ、分かりました。こういった阿蘇市の医療のデータをシステムに組み込むというか、そういったことなんだろうと思うんです。システム対応、そういったことになるんですか。ちょっと違いますか。お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） 今現在、現状の中でもお話させていただいたんですけれども、阿蘇市内の医療機関等、御協力のもとに現物給付等を実施しております。そういったことが、今後は支払基金とか国民健康保険団体連合会になりますので、そういったものも伴うことでの事務的なシステム改修ということになります。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 分かりました。そういった、いずれにしろ、今まで親御さんたちが書類を集めて、平日に阿蘇市に持って来て手続をすると。それを阿蘇市の職員の中で処理して、償還払いの手続を取ってたことがなくなるということになるかと思えます。市外の医療機関のほうがそれをシステムで対応してくださる。いずれにしても親御さんにとっては一部を除いて現金を扱わないでいろんなケースでスムーズに処理ができるということで、大変ありがたいものじゃないかなと思っております。県内も見渡すと、大きな流れとしてこういった方向になってるかと思えますので、本当に今、阿蘇市がこういった方向に行ってるということは大変ありがたく思いますし、どんどんこれから実際に活用まで、1月がシステム目標となると思えますので、ぜひこれを進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） 本市のすべての御家庭において、安心して子育てができ、また子供達が笑顔で成長できる環境づくりに関係各課、関係機関と連携し、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） どうもありがとうございました。

それでは、続いて2点目行かせてもらいます。

梅雨入りの見られたということで、平年より13日遅い梅雨入り、こういった場合、急に一度に雨が降ったりとかそういう心配も湧いてくるんですけども、今年4月から防災の専門家として黒岩危機管理監が採用されており、阿蘇市の防災対応の幅が広がったと期待しております。

そこで、防災について2点質問させていただきます。

新しいハザードマップについてです。昨年、私ちょっと質問させてもらいましたが、今あるのが令和2年4月版で4年ほど経過していると。そろそろ制作の時期じゃないかなという話をさせていただきましたけども、今回、作る方向でなっております。これの進捗状況等お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、ハザードマップにつきましては、発注の準備を進めているところなんですけど、ハザードマップに掲載します土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、それから、土砂災害特別区域、イエローゾーンにつきましては、熊本県が土砂災害防止法に基づきます見直し変更手続をされておりまして、最新の情報となるよう、それからハザードマップの完成に遅延が生じないよう、この手続と同時並行で作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） そうしますと、もう内容は大体決まってるということになるんですか。中身ですけど。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） これまでの内容とほぼ同じとはなりますけども、災害に対する備え、それから、災害時に取るべき行動、避難所の一覧、避難のポイント、それから家庭の備蓄のおすすめとか、そういったところを入れまして、あと、要はハザードマップとして一番大事な警戒区域等が災害も変わっておりますので、その分が一番大事と思っております。そういったハザードマップ上の大事なものと、それから、市民に対する防災意識の向上となるような情報も含めて掲載したいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） いつごろできるとか分かりますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 先ほど申し上げました県の土砂災害警戒区域等の見直しの手続なんですけど、これが年度末までに完了することを考えていらっしゃるということですので、私どもも同時並行で作業を進めまして、よろしければ年度末までに発行したいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） このハザードマップと併せて市内に避難所等の表示板というか掲示板、ピクトグラムあたりで設置があったら、非常に住民の防災意識等高まっていいんじゃない

いかなと思っていますけども、こちらも作る予定とかお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 昨年的一般質問でも御質問いただきました避難所の表示看板につきましては、今年度予算におきまして指定避難所 38 か所の入口に看板を設置することといたしております。看板につきましては、災害種別避難誘導標識の J I S 規格に準拠いたしましたピクトグラムを用いまして、避難所記号を中心に避難所名、それから、災害種別ごとの適不適表示を記載いたしまして設置することといたしております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。そういったものが少しずつできると、防災意識高まっているのかなと思いますので、ありがとうございます。

防災、ちょっと最後になりますけども、各地区での避難訓練をということとさせていただきます。

先日、6月1日土曜日に、坂梨地区では高齢者等避難が発表された想定で、住民100名ほどが小学校に集まり、地区ごとに分かれて防災マップを作るといった作業もしております。これは住民自らが考えることという狙いでのマップづくりでございます。今後、ほかの地域でこのような避難訓練計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 地域での避難訓練につきましては、平成24年の九州北部豪雨、それから、熊本地震の発災した年、それから、コロナウイルス感染症等により中止した年もありましたけども、平成25年度から地域単位で開催をしてみたいと思います。ですので、今年は先ほどお話のありました6月1日に坂梨地区で避難訓練を実施させていただいたところですが、少し当日の訓練の内容に触れますと、平成2年の7.2水害の記録映像、それから、地元の方々が後世に伝えようと収集しました当時の写真、新聞記事等も掲示させていただきまして、併せて、地区防災マップづくりを行ったところでございます。今後もこのような訓練を引き続き継続してみたいというふうに考えております。

それから、5月28日は、防災士連絡協議会が発足いたしました。このことから、今後、危機管理監と連携しながら地域の防災教育の推進、それから自主防災組織活動の活性化を進めていきたいと思っていますので、その中で市が主催する訓練と別に地域主体の防災訓練も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 私、これ参加させてもらって、一緒に作業しながら地域の防災を考えるという意味でとてもよかったかなと思いますので、阿蘇市、ほかの地域にもこういった形でぜひやっていただければと思います。課長、ありがとうございました。

それでは、3点目、最後になります。これちょっと確認的なところになりますけども、阿蘇市内の未利用市有地の有効活用をということで、この未利用市有地、どのくらいあるのかまずお尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。未利用市有地の数についてお答えしたいと思います。

現在、把握しております主な未利用市有地につきましては、エリア別で言いますと、旧一の宮エリアが阿蘇畜産農業協同組合跡地、宮地小学校跡地など 8 件、旧阿蘇町エリアにつきましては、ひのくに会館跡地、いこいの村など 11 件、波野エリアにつきましては、波野支所跡地、林業研修集会施設など 3 件、合計で 22 件でございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。全部で 22 件ほどですね。いろんなところにあるんだろうと思いますけども、ちょっとお話が一つありました、阿蘇畜産農業協同組合跡地です。私ここよく通るんですけども、現在の状況をお伝えしますと、整地はしていただいているんですけども、草が生い茂っている状態ということになります。これ過去の一般質問のやりとりを議事録で拝見させていただきましますと、芝を張って公園化のやりとりというものもあっているんですけども、当跡地についての現状といたしますか、市の捉え方をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 阿蘇畜産農業協同組合跡地につきましては、これまで平成 24 年、平成 28 年、二度にわたる大規模災害時に災害廃棄物仮置き場として重要な役割を担ってまいりました。その後、敷地面積が約 4 ヘクタールの広大な土地ということもございまして、管理が追いつかず、徐々に樹木や雑草が生い茂りまして、敷地内が暗く鬱蒼としてきたこともありましたので、令和 4 年度に簡易的な整地工事と伐採工事を行った経緯がございます。

現状につきましては、以前と比べまして敷地内が明るくなり、見通しがよくなっておりますが、御指摘のとおり部分的な簡易工事でもありましたので、完全に一般開放できる状況ではなく、また、敷地が非常に広大でありますので、草刈りなどの管理も大変苦慮しており、地元の方などの御協力もいただきながら、維持管理を行ってるといような状況でございます。

今年度につきましては、北側進入路付近の樹木等の一部伐採を計画しております。地元の方々が散歩やウォーキングなどに利用してもらえるように、少しずつ段階的に清掃管理を進めていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。この阿蘇畜産農業協同組合あたりの地区の皆さんからすると、そういったちょっと広々とした土地がありますので、そして、ちょっと人口も特に若い御家庭が家を建てたりとか、子供さんもちょっと増えてるような地区ではあるかなというふうに思います。あそこら辺、結構道を走ってる人とか歩いてる人とか自転車に乗ってる人とか結構いるんです。そんな中で、運動公園というのももちろんあるんですけども、一つその跡地が何かそういった有効的な活用ができないかという声も聞きますので、この 22 か所、いろんなこういった土地があるかと思っておりますけども、ぜひまた活用できると

ころから考えていただいてしていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 議員御指摘のとおり、古神1区から3区につきましては、平成25年3月から12年間で約200人ほど人口が増加しているというところで、周辺地域につきましては、特に若年層などの人口増加が著しい状況でございます。阿蘇畜産農業協同組合跡地をコミュニティ広場として活用したいというような御意見もいただいておりますが、近隣の一宮総合運動公園、こちらは最近遊具を更新した施設でございます。そちらの運動公園などとの連携、それから、有事の際の対応あたりも含めて関係課と共に有効利用を検討していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 課長、ありがとうございました。

私のほうから、以上3点を質問させていただきました。答弁いただきました職員の皆さんに感謝申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 2番議員、中川文久君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定をいたしました。

追加議案があります。準備しますので、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。市長から、議案第59号「工事請負契約の締結について」が提出されました。これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。それでは、議案第59号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、令和6年第3回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第59号「工事請負契約の締結について」。

本件は、一の宮高齢者センター等改修工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案1件（契約1件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第2、議案第59号「工事請負契約の締結について」は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決までを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定しました。

追加日程第2 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第2、議案第59号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。6月14日に配付させていただきました追加議案書1ページをお願いを申し上げます。

ただ今議題としていただきました議案第59号「工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

まず、提案理由につきましては、先ほど市長のほうから説明がございましたので略させていただきます。中段付近からお願いをいたします。

まず、契約の目的でございます。一の宮高齢者センター等改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、消費税を含めまして2億3,210万円でございます。契約の相手方、所在地が熊本県阿蘇市一の宮町宮地2223番地、株式会社熊本紅屋でございます。代表者につきましては、代表取締役であります家入貴久男氏でございます。

工事の詳細を申し上げます。一の宮町の手野にあります一の宮高齢者センター及び隣接しますデイサービスセンターにつきましては、施設整備後30年以上がもう既に経過をいたしております。施設全体の老朽化が非常に著しい状況でございます。特に屋根材の劣化が著しく、雨漏りも複数箇所見受けられる状況でございます。施設内の天井についても一部剝離も見られております。今回、カバー工法による屋根の改修及び一部天井及びクロスの張り替え、電灯のLED化、併せまして、トイレの乾式化でありますとか段差の解消、新たにホー

ル、脱衣所等への冷暖房設備の設置等を行うものでございます。

本件につきましては、6月6日に入札を行いまして、現在、仮契約中でございます。

今回の改修工事によりまして、施設の長寿命化、これはもちろんでありますけども、併せまして、利用される方々により安全に、より快適に御利用いただけるように利便性の向上も併せて図るものでございます。

予定価格が1億5,000万円以上でありましたので、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、議決をいただいた上で本契約、そして工事着工へと移らせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

11番議員、園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 11番、園田です。これが大体工事の工期がどのくらい設定されているのか。それと、改修工事ではありますけども、営業はやりながらの改修工事になるのか。そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） お答えさせていただきます。

工期に関しましては、今年度いっぱいということで予定をしております。

営業に関しまして御説明申し上げます。

温泉センターに関しましては、年間5万人を超える利用、それとデイセンターに関しましては、延べ8,700人程度の利用がございます。この中で、以前アスベストに関しまして報告いたしましたけども、一部アスベストがあったということで、どうしても飛散対策が必要となります。その中で、通常工期期間中に関しましては通常どおりの営業という形を取りますけども、アスベスト飛散を防止するために、どうしてもその間、2週間から3週間程度に関しましては、ちょっと一時的な休館が必要になるというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 12番、市原です。工事をやることについては何ら異議はありませんが、今の説明で屋根が主だという話を聞きました。フロアと屋根。外壁とかは何もないんですか。もう年数もたってるということで改修工事をやるなら、やはりそういったこともしっかり考えてやるべきじゃないんですか。どうですか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 今回、工事費の大半につきましては屋根の工事費に回ります。それとプラスして、外壁に関しましてもビスを打ち込んで、また上から洗浄等して改修を行います。それと、一部床張り等に関しましても施工が必要な部分に関しては行っていくということになっております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。指名競争入札ということですが、何社指名かで、応札が何社かお伺いします。

そして、屋根改修が主ということですが、2 億 3,000 万円は結構な金額ですので、経済効果を計算したことがあるのか、それについてお伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 最初の御質問にお答えしたいと思います。

5 社指名しておりまして、全社応札しております。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） その次の費用対効果についてということでございますけれども、基本的には、この施設に関しましては高齢者が利用する福祉目的の施設でございますので、観光的な面とかということに関しましては特に目的としておりませんので、あくまで高齢者の福利厚生という施設という観点で考えております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 指名の入札が5社ということですが、これは阿蘇市内で5社ですか。それとも、阿蘇市外も入れて、何社が阿蘇市内で何社が阿蘇市外か、それについてお伺いしたいと思います。

それと、費用対効果の話じゃなくて、結構な建物が今いろいろ建てております。それが結構高額になってますので、下請けとかも含めて阿蘇市に経済効果があるようなことまでも考えていただきたいという意味で質問したので、多分計算していないだろうと思いますので、答えられなければ答えなくていいです。ただ、応札関係の会社がどこらあたりの会社なのか、それについてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 5 社指名した業者については、すべて阿蘇市内の業者でございます。

経済効果については、どこまで下請けに出すのかという部分は、今現時点では把握できておりませんので、試算できない状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

3 番議員、菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） これはちょっと意見なんですけど、ほかの自治体の分を見ると、改修とかいろいろ見させてもらってるんですが、うちは結構億を超えることが非常に多いんです。ほかの自治体と比べて何か上等と言ったら申し訳ないですけど、素材等をしっかりしたものであるとか、それとか、もう必要ないような材を使ってるとか、そんなものがあるんじゃないかなというふうにはちょっと思っております。ちょっと高いということだけ、一応、問題にしておきます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 答弁は要りませんね。

○3番（菊池勝秀君） はい。

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 59 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。したがって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、令和 6 年第 3 回阿蘇市議会定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

本日をもって納めの市議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、5 月 31 日開会以来、本日まで 19 日間にわたり市政当面の諸議案を審議いただきましたが、議員各位の御精励によりただいま閉会を宣告できたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

理事者各位におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分尊重していただき、今後の施策に反映されますことを強く希望いたす次第であります。

さて、昨日、福岡管区気象台は九州北部地方が梅雨入りしたと見られるとの発表がなされました。今年で平成 24 年 7 月の豪雨災害から 12 年を迎えようとしております。命と暮らしを守る防災・減災を念頭に、いついかなるときでも議員が一つになり、共に課せられた役割をしっかりと果たされますよう、御協力を願うものであります。

結びに、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、引き続き、阿蘇市発展のため御活躍を祈念申し上げて閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでございました。

午後 2 時 19 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 6 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員